

議第 2 1 2 号

呉市農業技術拠点センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

呉市農業技術拠点センター設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市農業技術拠点センター設置条例の一部を改正する条例

呉市農業技術拠点センター設置条例（平成 1 5 年呉市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第 3 条，第 6 条関係） ふれあいの里下蒲刈使用料		別表（第 3 条，第 6 条関係） ふれあいの里下蒲刈使用料	
略		略	
倉橋農業技術拠点センター使用料		倉橋農業技術拠点センター使用料	
施設名	使用料	施設名	使用料
研修室	1 日につき <u>8 1, 9</u> <u>0 0 円</u>	研修室	1 日につき <u>5 7, 4</u> <u>0 0 円</u>
営農相談室	1 日につき <u>3 2, 7</u> <u>0 0 円</u>	営農相談室	1 日につき <u>2 2, 9</u> <u>0 0 円</u>
会議室	1 日につき <u>2 4, 9</u> <u>0 0 円</u>	会議室	1 日につき <u>1 7, 5</u> <u>0 0 円</u>
略		略	

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前になされた申請に係る使用料については，なお従前の例による。

（提案理由）

倉橋農業技術拠点センターの使用料の額の改定をするため，この条例案を提出する。